

第 8 回研究会における主な御意見とその対処方針（案）
（M 宿泊業、飲食サービス業）

1 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>○ 旅館とホテルに区分して把握するニーズ 旅館業法の規制緩和によって、旅館とホテルが統合されるとのことだが、統計で両者を把握してほしいというニーズもあるため、旅館とホテルを区分すべきである。 → 法の規制がなくなるため、旅館とホテルを分けて回答できるかが不明確である。旅館とホテルを分けることにニーズがあるかという点と併せて、引き続き検討したい。</p>	<p>○ 業界団体に確認したところ、旅館とホテルを区分して把握してほしいという要望はなかった。</p> <p>○ 一方で、業界団体からは、原案の「旅館・ホテル宿泊サービス（1泊2食の飲食サービスと一体的に提供するもの）」及び「旅館・ホテル宿泊サービス（1泊2食の飲食サービスと一体的に提供するものを除く）」については、名称として分かりにくいとの意見が聞かれた。</p> <p>○ また、下記6において、「簡易宿所」と「下宿」を区分すべきとの意見が寄せられたことを踏まえ、宿泊サービスを以下のとおり修正する。 （統合）旅館・ホテル宿泊サービス （最下層）・旅館・ホテル宿泊サービス（主としてルームチャージのみで販売するもの） ・旅館・ホテル宿泊サービス（宿泊料金に夕食・朝食を含むもの） （統合）簡易宿所・下宿・住宅宿泊・その他の宿泊サービス ・簡易宿所サービス ・下宿サービス ・住宅宿泊サービス ・その他の宿泊サービス</p>
2	<p>○ 宿泊業における高額サービスの扱い リゾートクラブは、ハイエンドのサービスとして項目を別に設定してはどうか。 → リゾートクラブについては、ゴルフ会員権などとの関係もあるので、レジャー産業全体で総合的に検討したい。</p>	<p>○ 当面は原案のままとするが、宿泊業における高額サービスの扱いについては、他の産業における高額商品等の状況を踏まえて、必要があれば再検討を行う。</p>
3	<p>○ 結婚披露宴サービスの扱い 「結婚披露宴サービス」は宴会サービスから除かれ、結婚式サービスに含まれるようだが、神社仏閣や教会などで挙式を行って、別に披露宴サービスのみを行う場合もあるため、「結婚式サービス」は挙式サービス・介添人サービスとし、結婚披露宴サービスは「宴会サービス」に含める方がよいのではないか。 → 挙式サービスと結婚披露宴サービスをパッケージとして提供する</p>	<p>○ 業界団体に確認したところ、一般的に、旅館・ホテルにおける結婚式サービスは、その売上を一括して計上している例は少なく、多くの場合、結婚披露宴の売上は宴会に、挙式、写真撮影、貸衣装などはそれぞれ売上が計上（又は「その他」として一括計上）されることが多いとのことであった。</p> <p>したがって、パッケージとしての「結婚式サービス」を設定することは見送り、結婚式サービスに含まれるそれぞれのサービスについては、</p>

	場合、両者を切り分けることは難しいケースも考えられる。パックとしての生産物と、単独で契約される生産物の両方を設定することも検討したい。	宿泊業の他の生産物に含める方向で修正する。
4	<p>○ 宴会サービスの扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宴会サービス」を宿泊業では設定し、飲食サービス業で設定しないとすると、サービスの種類が同じであるにも関わらず、ホテルが提供すれば宴会サービス、飲食店が提供すれば飲食サービスという切分けになり、基礎統計の記入に際して、回答者が混乱する可能性があり、実査では両者を統合して調査せざるを得ない。 葬儀の会食も宴会サービスとあってよいのか。「宴会サービス」という名称にも違和感がある。 	※ 後述 7 参照
5	<p>○ ケータリングサービスの名称について</p> <p>ケータリングは、アメリカなどでは出前も含んだ言葉であるので、「ケータリングサービス」を出張先で調理し、提供するという定義にするのであれば、名称変更を検討すべきである。</p>	○ 一般的に提供されている「ケータリングサービス」の内容を調べたところ、我が国では「配達飲食サービス」と同義に使用されている例が多くみられた。したがって、ケータリングサービスは「配達飲食サービス」に含めることとしたい。

2 研究会後に寄せられた御意見

	御意見	対処方針（案）
6	<p>○ 「75 宿泊業」の「宿泊サービス」について</p> <p>最下層分類の「簡易宿所サービス」に「簡易宿所」と「下宿屋（旅館業法の許可を受けたもの）」が含まれているが、旅館業法では、「簡易宿所営業」と「下宿営業」は区分されており、異なる生産物として設定することも考えられるのではないか。</p> <p>なお、法律で区分されているため、実査上も、区分して調査することは困難ではないものと考えられる。</p>	○ 下宿屋については、旅館業法において簡易宿所と区分されており、また、一般的に長期間・食事付きで宿泊サービスを提供するものであり、簡易宿所やカプセルホテルとはサービスの質が異なるものと考えられるため、ご指摘のとおり異なる生産物として設定する。
7	<p>○ 「75 宿泊業」の「宴会サービス」、「76 飲食店」の「飲食サービス（給食サービスを除く）」について</p> <p>「宴会サービス」の定義として「（提供場所とは無関係に）施設内の会場において、各種の料理品を給仕付きで提供するサービス」と理解してよいか。</p> <p>もし、このような定義であれば、「飲食サービス（給食サービスを除く）」という生産物における、特定の形態を指すサービスということになる。</p> <p>この場合、原案のように両者を別個の生産物として設定すると、以下のような不合理が生じる。すなわち、宿泊業を調査すると、「飲食サービ</p>	<p>○ 宿泊業関係業界団体に確認したところ、「宴会サービス」については、一部の旅館・ホテルにおいて区分して把握されているが、それ以外のホテル・旅館では主に飲食サービスに含まれて計上されているとのことであった。</p> <p>○ 寄せられたご意見及び業界団体のご意見を踏まえて検討した結果、</p> <p>① 宴会サービスは、一部の都市型ホテル等では区分して把握可能であるが、その他の多くの旅館・ホテルでは飲食サービスに含めて計上されている。</p> <p>② レストラン等の通常の店舗型の飲食店において「宴会サービス」</p>

	御意見	対処方針（案）
	<p>ス（給食サービスを除く）」と「宴会サービス」を上記のような定義で区分して回答するが、飲食店を調査すると、研究会でも実査上困難との指摘があったとおり、「宴会サービス」を「店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」の中に含めて回答することになる。</p> <p>このように、同じ生産物に対し、異なる内容で回答が行われる可能性が高い。</p> <p>したがって、もし、原案の通り、両者を区分するのであれば、互いに排他的な内容として両者を定義する必要がある。</p> <p>逆に、飲食サービスの内容に宴会サービスが含まれると考えるのであれば、むしろ、以下のように「店舗内飲食サービス」を統合分類として設定し、「宴会サービス」と「宴会サービスでないもの」を下位の最下層分類として設定する案が考えられる。</p> <p>このようにすれば、「店舗内飲食サービス」のうち、「宴会サービス」とそれ以外を区分できる調査先については、それぞれを回答可能であるし、それが不可能な調査先であれば、「店舗内飲食サービス」のみを回答することが可能と考えられる。</p>	<p>を区分して把握しようとする場合、それ以外の飲食サービスと区分するための定義を明確に設定することが困難であり、基礎統計における把握可能性も低い。</p> <p>などの理由から、「宴会サービス」を他の飲食サービスから区分して設定することは見送り、飲食サービスは原案のとおりとする。</p> <p>※ なお、前述5のとおり、「ケータリングサービス」は「配達飲食サービス」に含めることとする。</p>

3 研究会後に新たに得られた情報等

	情報等	対処方針（案）
8	<p>○ 宿泊業の副業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体に対してヒアリングを行ったところ、旅館・ホテルにおける主要な生産物は、「宿泊」、「飲食」、「その他」に大きく区分されるとのことであった。 「その他」の中でも比較的把握可能と思われるものは、「売店売上」、「賃貸収入」（賃料・テナント料）であり、それ以外は「その他」として一括して計上されており、一般的に個別に売上高を把握するのは難しいとのことであった。 旅館やホテルで提供される小売店、エステサロン、美容室等は、一般的にテナントとして入っており、賃料やテナント料収入を得ているとのことであった。また、写真撮影サービス、洗濯サービス等は一般的に外注しており、その費用を業者に支払っているとのことであった。 	<p>○ 業界団体からのヒアリングを踏まえて、原案において設定されている「物品賃貸サービス」、「娯楽サービス」、「駐車サービス」、「不動産売買サービス」、「ポータルサイト運営サービス」、「その他の事業者向けサービス」、「美容サービス」、「リラクゼーションサービス」、「洗濯サービス」、「浴場サービス」、「飲食料品（製造業）」は副業の生産物としての設定は見送ることとする。</p> <p>※ 各生産物を主業として生産する産業では、当然ながら生産物として設定される。</p> <p>なお、「娯楽サービス」のうち、「スポーツ施設提供サービス」（ゴルフ場、プール、テニスコートなど）はP扱いとし、N生活関連・娯楽業における議論を踏まえて検討することとする。</p> <p>○ また、「フランチャイズ契約・マネジメント契約」については、主にホテルチェーンの本社・本部等の売上と考えられるため、旅館・ホテルの副業の生産物としての設定は見送ることとする。</p>

